

国に対し、HPVワクチンの男性に対する定期接種化を求める意見書

現在、我が国においては子宮頸がんをはじめとするHPV関連婦人科がんは年間約12,000人が罹患し、約3,500人が亡くなっている。また、HPVは女性に限らず、中咽頭がんや肛門がん、陰茎がんなど、男性にも関連するがんの原因となることが明らかになっている。

HPVは性別を問わず感染するウイルスであり、その感染拡大の抑制には、男女双方へのワクチン接種による集団免疫の形成が重要とされている。

こうした中、2026年4月27日の参議院予算委員会において、自由民主党の三原じゅん子議員は、HPVワクチンの男性への定期接種化の必要性について言及し、政府に対して制度導入を求めた。

また、HPVワクチン推進議員連盟においても、男性への定期接種化の早期実現を求める動きが進められている。

現在、世界では多くの国と地域において男女への公費助成が進められており、HPV関連疾患の発症率低下という成果が報告されている。一方で我が国においては、男性に対する定期接種制度は未導入であり、予防可能ながん対策として改善の余地があると考えられる。

HPVワクチンについては、国内外において有効性及び安全性に関する科学的知見が蓄積されており、適切な情報提供とともに接種機会を整備することが重要である。また、がん対策の観点のみならず、医療費抑制や労働力確保といった社会的・経済的側面からも、その意義は大きいと考える。

よって、本市議会は、国に対し、国民の健康増進及び持続可能な社会保障制度の観点から、次の事項を求める。

- 1 HPVワクチンの男性への定期接種の速やかな導入
- 2 科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報発信の強化
- 3 男女を問わないHPV感染予防に関する普及啓発の促進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

内閣総理大臣
総務大臣殿
厚生労働大臣

座間市議会議長 松橋淳郎